

中標津町保健福祉職養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、保健師、保育士等、社会福祉士又は介護福祉士（以下「保健福祉職」という。）を養成する学校、大学院又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、将来本町内で保健福祉職として勤務しようとする者に対し、その資格取得の修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、その修学を支援することにより、保健福祉職の養成に資すること、及び町内における保健及び福祉を支える人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 修学資金の貸付けの対象とする職種及び貸付けを受けることができる者は、通信制以外の養成施設に在学する者で、次に掲げる者とする。

(1) 保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保助看法」という。）

第19条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した保健師養成所に在学し、又は入学が決定している者であって、卒業後に町内で保助看法第2条に規定する保健師として勤務しようとする者

(2) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設又は幼稚園教諭を養成する課程のある養成施設に在学し、又は入学が決定している者であって、卒業後に町内で児童福祉法第18条の4に規定する保育士及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園並びに幼保連携型認定こども園の同項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師として勤務しようとする者

(3) 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「社会福祉士等法」という。）第7条第1号の規定に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修学できる養成施設に在学し、又は入学が決定している者であって、卒業後に町内で社会福祉士等法第2条第1項に規定する社会福祉士として勤務しようとする者

(4) 介護福祉士 社会福祉士等法第40条第2項第1号の規定に基づく養成施設に在学し、又は入学が決定している者であって、卒業後に町内で社会福祉士等法第2条第2項に規定する介護福祉士として勤務しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる貸付け等を受けている者は、修学資金の貸付けを受けることができない。

(1) 他市町村に所在する事業所等への勤務を目的としている貸付け等

(2) 保健福祉職以外への勤務を目的としている貸付け等

(3) 大学（大学院・短期大学を含む。）及び専修学校への修学を目的とした中標津町育英資金条例（昭和33年条例第1号）に基づく貸付け

(貸付金額及び貸付期間等)

第3条 修学資金の貸付期間及び貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間及び額とする。

(1) 保健師 4年以内月額10万円

- (2) 保育士等 4年以内月額5万円
- (3) 社会福祉士 4年以内月額5万円
- (4) 介護福祉士 2年以内月額5万円

2 利子は無利子とする。

3 修学資金を貸し付ける期間（以下「貸付期間」という。）は、第5条の規定により修学資金の貸付けを決定した日の属する年度の4月から養成施設等の正規の修学期間が修了する日の属する月までとする。ただし、災害、疾病等のやむを得ない事情その他町長が認める事情により、正規の修学期間後においても在学することとなったときは、当該正規の修学期間後の期間を修学資金の貸付期間とすることができる。

4 修学資金の貸付けを受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で町長が決定する。

（貸付けの申請）

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その旨を町長に申請しなければならない。

（貸付けの決定等）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて面接を実施した上、修学資金の貸付けをするかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（貸付けの停止）

第6条 町長は、前条の規定による修学資金の貸付けをする旨の決定（以下「貸付決定」という。）を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の消滅した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを停止するものとする。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学処分を受けたとき。

（貸付決定の取消し）

第7条 町長は、貸付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、貸付決定を取り消し、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学資金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。
- (5) その他、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が貸付決定を取り消す必要があると認めるとき。

（返還）

第8条 貸付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた月数（第6条の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に2を乗じて得た月数の期間内に修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定による貸付期間が満了したとき。
 - (2) 第6条の規定により修学資金の貸付けを停止されたとき（既に支払い済の当該停止された期間の貸付け分に限る。）。
 - (3) 前条の規定により貸付決定が取り消されたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第4号の規定により貸付決定を取り消されたときは、貸付決定者は、当該貸付けを受けた修学資金を町長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

（返還の猶予）

第9条 町長は、貸付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該事由が継続する期間において貸し付けた修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第3条第3項の規定による貸付期間が満了した後も引き続き養成施設等に在学しているとき。
 - (2) 第7条第3号、第5号又は第6号の規定により貸付決定が取り消された後も引き続き養成施設等に在学しているとき。
 - (3) 養成施設等を卒業した日から1年以内に第2条に規定する職種に係る有資格者として、町内で事業所等に勤務しているとき。
 - (4) 保助看法第5条に規定する看護師として町立中標津病院に勤務しているとき。
 - (5) 災害、疾病等のやむを得ない事情により返還が困難になったと町長が認めるとき。
- 2 町長は、貸付決定者が保健福祉職の資格の取得後、有資格者として町内の事業所等で勤務することができなかつたが、引き続き町内の事業所等への勤務を希望しているときは、第3条第3項の規定による貸付期間が満了した日の属する月の翌月から起算して2年を限度として、貸し付けた修学資金の返還を猶予することができる。

（返還の免除）

第10条 町長は、貸付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、第8条第1項の規定にかかわらず、貸し付けた修学資金（既に返還した分を除く。）の全部の返還を免除することができる。

- (1) 保健福祉職の資格の取得後、町内の事業所等に地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受けない有資格者として勤務した期間が、貸付期間に1.5を乗じた期間（1年未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて1年とする。）を超えたとき。
- (2) 保健福祉職の資格の取得後、町内の事業所等に地方公務員法の適用を受ける地方公務員かつ有資格者として勤務した期間が、貸付期間に2.5を乗じた期間（1年未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて1年とする。）を超えたとき。
- (3) 保健師資格取得を目的として養成施設等に修学し、やむを得ない事情により保健師の資格が取得できず、町立中標津病院に保助看法第5条に規定する看護師として勤務した期間が、貸付期間に2.5を乗じた期間（1年未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて1年とする。）を超えたとき。
- (4) 第7条第1号の規定により貸付決定が取り消されたとき。
- (5) 前条の規定による返還の猶予期間中に死亡又は心身の故障のため町内の事業所等に保健福祉職として勤務することができなくなったと町長が認めるとき。

(6) その他町長が必要があると認めるとき。

(延滞金)

第11条 町長は、貸付決定者が正当な理由なく貸し付けた修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、中標津町税外収入徵収条例（昭和32年条例第5号）の規定に基づき、延滞金を徵収するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

(中標津町保育士等養成修学資金貸付条例の廃止)

3 中標津町保育士等養成修学資金貸付条例（令和4年条例第11号）は、廃止する。

(経過措置)

4 廃止前の中標津町保育士等養成修学資金貸付条例の規定により貸付を決定した貸付金については、なお従前の例による。